

【2010年度第1回研究会発表要旨】

ベナン共和国における周産期の国際医療協力と伝統的民俗への拘りについて

長堀 智香子

ベナン共和国は西アフリカに位置し、人口約750万人、46部族が混在する多民族国家である。発表者のこれまでの研究では母子保健指標の地域差は、その地域の保健施設利用環境による影響だけではなく、文化的な周産期における民俗の残存度による影響が関連していた。本報告は、そのデータ収集で得られたベナン共和国全12県の助産師の自由回答方式のアンケート内容と伝統的産婆(マトロン)への聞き取り調査の中から、妊娠・出産に関連する民俗への拘りについて発表する。そうした拘りを理解することで文化的健康観を尊重した国際医療協力の可能性が広がることについても言及する。【本号「研究ノート」として掲載】

(ながほり・ちかこ/明治国際医療大学 看護学部)

文化の裏側：モンゴル・ウランバートル市のゲル地区の表象と管理

滝口 良

市場経済体制への転換後、モンゴル国の首都ウランバートル市では、近代的なアパート地区から区別された「ゲル地区」の問題が大きなものとなっている。本発表では社会主義時代の映画作品における「ゲル地区」と現代の都市文化における「ゲル地区」の表象をとりあげ、「ゲル地区」をめぐる想像力の系譜をたどることをめざした。

社会主義時代、大戦後のウランバートル市の近代的な都市建設のなかで、それまで都市を構成していた伝統的移動式住居「ゲル」は近代的なアパートによって代えられていった。「ゲル」は「ゲル地区」を構成する住居形態として都市の周辺部に形成されていき、将来的に撤去されてアパートになる予定とされていた。こうした都市建設の場面を描いた映画作品が『ハーモニカ (Aman Huur)』(1963年)である。都市建設のために立退きを迫られてこれを拒否する主人公の頑迷さと、新たに建設されたアパートに引っ越すことで「改心」する主人公の姿は、新しい都市にふさわしい市民主体がどのようなものであるのかを示している。これに対して、新たに建設された都市を田舎の遊牧生活の観点から描いた映画作品が『青草の香り (Höh Nogoony Uniar)』(1977年)である。都市に暮らす息子のもとへ田舎からやってきた父親が都市で起こす騒動を描いたこの作品では、ゲル地区の人々や暮らしはアパートの住民と同様に田舎や遊牧の伝統を忘れた都市的なものとして描かれている。この作品では、都市生活に慣れて田舎へ行くのを嫌がっていた息子が最終的に「改心」し、父親の願いどおり田舎で獣医として暮らすようになる。これらの二つの映画の中で示される「改心」した市民主体は、一方の『ハーモニカ』が「ゲル」を代表とする旧来の都市的なあり方を否定した新たな都市的なもの」に基づく主体であるのに対し、他方の『青草の香り』は《新たな都市のあり方を否定した遊牧的・伝統的なもの》に基づく主体である。こうした映画作品から、社会主義時代における都市と田舎の関係における市民主体形成をめぐる想像力の一端を読み取ることができる。

体制転換後、ゲル地区は地方からの移住者の受け皿となり、拡大を続けてきた。2007年に

市の人口は100万人を超え、その半数以上がゲル地区に居住している。近年ではウランバートル市の大気汚染問題が極めて深刻なものとなっているが、その原因として冬期に石炭で暖を取るゲル地区から排出される煙がしばしば指摘されている。大きく変化するウランバートル市に対して、歌手のQuizaは、歌手たちを募り“*I love New UB*”というスローガンのもとに都市のあり方を見直す運動を市民に対して呼びかけた。こうした呼びかけに連動するように、近年では煙から都市を守ることや、交通渋滞と騒音をなくすこと、ゴミのポイ捨てや立小便などの街を汚す行為をなくすことなど、現在の都市問題を主題とした歌や映像作品が多く制作されるようになってきている。一連の「新しいウランバートル」の問題を扱う作品に共通しているのは、都市と田舎の生活文化の明確な区別が必要だとする主張である。これらの都市と田舎の差異に関する主張は、社会主義時代の映画作品に見られる都市と田舎の差異とは一部重なりつつも、ある点で異なっている。それは、こうした言明が、大気汚染や街の景観などの問題の原因を、都市内部における遅れた田舎的なもの、遊牧的なものに見出している点である。こうした理解のもとでは、都市にいながら「都市文化」を学ばない地方からの移住者やゲル地区は、都市と田舎の境界を危うくするものであり、都市を田舎に変えてしまう周辺的な存在であることになる。

以上の検討より、ゲル地区という場所が、都市と田舎の差異についての表象やあるべき市民主体の姿、そしてゲル地区をめぐる排除と包摂の想像力の境界として位置づけられていることを結論として提起した。

(たきぐち・りょう／北海道大学大学院 文学研究科 博士課程)

## アイヌ音楽の歌唱形式について—ポリフォニーの視点から—

甲 地 利 恵

アイヌの伝統的な音楽の中にポリフォニーが存在することについては従来多くの報告があり、改めて論じる問題ではないように思えるかもしれない。しかし、それが世界のポリフォニー文化の中でどういった位置をとるのか、ポリフォニーの諸文化についての情報が広く共有できるようになった現在、比較的視点をもって捉えなおしていくことが必要ではないだろうか。

このような問題意識のもと、本発表では、アイヌの伝統的な音楽における歌唱形式を、ポリフォニーの最新研究をふまえて整理するとともに、今後の研究展開の可能性について問題を提起した。(なお発表者甲地はこの後、この研究会での発表内容を土台に「ウコウ」を主軸として再構成し、「第5回伝統的ポリフォニー国際シンポジウム」において発表した。同シンポジウムの概要は本誌で別途報告しているので併せて参照されたい)

「ポリフォニーpolyphony」＝多声音楽という語は、狭義には「独立した旋律線を同時に組み合わせた対位法による音楽」、広義には「同時に複数の声部を重ねるあらゆる音楽」(以上『広辞苑』)となっているが、一般的に前者の狭い意味で用いられたいり連想されたいりする場合が多い。このため民族音楽学者自身「ポリフォニー」という言葉を回避し、「多音 Mehrtonigkeit」「多声 Mehrstimmigkeit」「多線 plurilinearite」「多声部音楽 multipart-music」などの語を用いることも少なくない。しかしいづれにせよ、その定義する内容に格段の差異があるわけではなく、回避すべき理由が「狭義のポリフォニーと混同しないため」とい

う消極的なものなら、用語としてはなるべく単純な方がよい。ポリフォニー文化の比較研究の第一人者である J.Jordania の著書 (2006) では一貫して「polyphony」が用いられている。そこでは「2 つ以上の異なる音高が同時に鳴り響いている状態を含む音楽」といった緩やかで包括的な意味あい、いわばポリフォニーは族名、下位区分がそれぞれの属する家名や氏名、といったような体系になぞらえて把握することができる、とされている。さらに Jordania (2006:24-25) は、諸民族の伝統音楽のポリフォニーの形式分類として、大きく次の(1)~(9)を挙げている；(1)平行 parallel、(2)ドローン drone、(3)輪唱的 canonic、(4)対位法的 contrapuntal、(5)オスティナート ostinato、(6)ヘテロフォニー的 heterophonic、(7)オーバーラップする overlapping、(8)和音的 chordal、(9)その他サブタイプ array of synthesis polyphonic subtypes。

アイヌの伝統的な歌謡のうち複数の歌い手によって歌われる形式として、発表者甲地は次の①~④を挙げる；

- ① **ウコウク (輪唱)**：同じ旋律を 1~数拍ずらして (次々と追いかけるように) 歌う。2 人目以降の歌いだし方によって「①-A 一節の歌詞の冒頭から歌い始めるタイプ」「①-B 歌詞の途中から歌いだすタイプ」に区分することができる。
- ② **対位法的形式**：異なる旋律を同時に歌う形式。アイヌ語の名称は甲地は未聞。「フッサヘロ／カンコワ ホ テレケ」(鶴川)、「タラバ ホエ／ホックマレラ ハ ホイ／ホイヤ ホイ」(旭川) などがこれにあたる。
- ③ **音頭一同形式**：先唱者 (単数または複数) が歌ってから一同が歌う。アイヌ語での名称は知里 (1960) や久保寺 (1939) に散見できるが、現用事例は甲地の調査範囲に限っていえば未聞。「③-A 一節の旋律全体を交互に繰返して歌うタイプ」「③-B 一節内の小フレーズごとに交互に繰返して歌うタイプ」「③-B' 一節内の各フレーズを繰返さずに交互に歌うタイプ」に区分することができる。
- ④ **斉唱**：同じ旋律を同時に歌う。アイヌ語の名称は知里 (1958) に見出されるが、現用事例は甲地は未聞。

これらを前述の Jordania の分類に照らし合わせてみれば、まず「①ウコウク ㊦ (3) 輪唱的ポリフォニー」および「②対位法的形式 ㊦ (4) 対位法的ポリフォニー」の対応関係は容易に理解される。それに対し、③音頭一同形式は「独唱と斉唱」または「斉唱と斉唱」、④斉唱は文字通り斉唱で、規範的にはモノフォニー (=同じ音高またはオクターブ関係にある 2 音以上の音高を、複数で歌うもの) である。しかし、演唱の実態に即して観察すれば、(6) ヘテロフォニーや (7) オーヴァーラップ の要素がきわめて多く出現していることがわかる。偶然の産物と言えそれまでだが、これまでにアイヌ音楽の本質的な特徴の一つと言われてきた即興性や変奏性を前提とすれば、歌い手が意識するとしないとにかかわらず、二つ以上の音の重なりが起こりうる可能性もしくは期待値は、(純然たる斉唱の中で「たまたま／間違っ」生じる重なりよりも) はるかに高い。その意味で、伝統的なアイヌ音楽における③や④は、モノフォニーとしてよりはむしろポリフォニーの一現象として捉えていくことも必要ではないか。

発表ではさらに、次の 2 点 (a) (b) について、今後の研究の可能性を提起した；

(a) ①ウコウク と ③音頭一同形式 とは相関性がないものなのかどうか？

・知里 (1949) には、途中まで ③-A の音頭一同形式で歌われているが、途中で一同が歌い終わらない

うちに先唱者が同じ旋律を開始し、結果的に輪唱となった事例が記録されている。

・小林 (1987) が「ウコウクの種類とも考えられる」と指摘しているように、③-B のタイプは見方を変えれば、休符を含めた 1 フレーズを 2 部で輪唱する構造、ともいえる。

(b) かつて平行ポリフォニーを有していた可能性は皆無といえるか？

知里 (1948、1949) や本田+萱野 (1976) には、(1) 平行ポリフォニーを現出した演奏が記録されている (平行 4 度または平行 5 度の間隔をおいて複数が同じ旋律を歌っている。意識されていたかどうかは不明)。単に偶然と考えることもできるが、複数の異なった曲にわたり繰り返し平行進行が聴かれることは一顧すべき事実と思われる。アイヌ民族にはムックリなどの倍音楽器も伝わることから、整数次倍音音列のうち 2 番目と 3 番目に出現する音程に対し意識的であった可能性は低くない。たとえ偶然にせよ、ここでもアイヌ音楽の即興性・変奏性を前提とすれば、平行ポリフォニーの発現の可能性も内包されているといえるのではないか。

伝統的なアイヌ文化の復興の動きにつれ各地で芸能の復元や伝承が盛んになった当初、本来輪唱だった曲を斉唱で歌う地域も少なくなかったが、「より伝統的に」歌うことが意識されるようになるにつれ、本来のような一人ずつの輪唱のほか、グループ間での輪唱を試みる動きが目立つようになった。輪唱以外の形式の伝統曲もあるにも関わらず、「伝統的」であろうとする時に「ウコウク」の実現に意識が向かうということは、周辺の他民族がアイヌのウコウクほど構造的な輪唱を持たない事実と併せ、「ウコウク」がアイヌ音楽独自の伝統性を十分に示しうる形式として新たな意味合いを帯びつつあることの現れともいえる。

## 参考文献

Jordania, Joseph

2006 *Who asked the first question?* Ivane Javakhishvili Tbilisi State University: Tbilisi, Georgia  
[<http://www.polyphony.ge/index.php>]

久保寺逸彦

1939 「アイヌの音楽と歌謡」 (2004 『久保寺逸彦著作集 2』 9-40、草風館)

小林幸男・小林公江

1987 「北海道アイヌの歌の諸相」 『北海道アイヌ古式舞踊』 40-55、日本民俗舞踊研究会

知里真志保 (監修)

1948 『アイヌ歌謡集 第一集』 1949 『同 第二集』 日本放送協会放送文化研究所+日本コロムビア [SP 盤]

知里真志保

1958 「アイヌの歌謡 第一集」 (1973 『知里真志保著作集 2』 299-322、平凡社)

1960 「アイヌに伝承される歌舞詞曲に関する調査研究」 (1973 『知里真志保著作集 2』 3-135、平凡社)

本田安次・萱野茂 (監修)

1976 『アイヌ・オロッコ・ギリヤークの芸能』 [LP 盤] (再版 2008 『アイヌ・北方民族の芸能』 [CD] 日本伝統文化振興財団)

(こうち・りえ/北海道立アイヌ民族文化研究センター)

## バージャー調査からマッケンジー・パイプライン建設計画への変化

岩崎まさみ

カナダ西部極北地域では現在、北極海の石油・天然ガスをカナダ南部へ運ぶための大規模なパイプライン建設計画が進められている。この計画には先住民族を含む地域住民とカナダ政府、石油・天然ガス企業の3者が夫々の将来を託している。しかし同様の計画が最初に提案された1970年代には、先住民族を中心とした地域住民は生活環境への悪影響を心配して、パイプライン建設計画に反対した。その際に「バージャー調査 (Berger Inquiry)」として知られる社会影響評価が行われ、その結果、パイプライン建設によって影響を受ける先住民族の生活への影響を懸念して、建設計画を10年間凍結すること、さらにその期間にカナダ政府と先住民族の間で土地諸権利に関する問題を解決することが示された。本報告では、カナダ西部極北地域のパイプライン建設をめぐる、この40年間の変化から何を学ぶことができるかを検証する。

1970年代に行われた「バージャー調査」以降、カナダ政府と先住民との関係に変化が起きた。カナダ政府は西部極北地域の先住民族との間で土地諸権利の交渉を始め、1984年には「イヌヴィアライト協定」を結び、補償金やイヌヴィアライト居住地域の確立などの他に、野生生物資源の管理・利用に関わる5つの委員会を設立した。このような「協定」が西部極北地域の各地の先住民族との間に交わされて行った。ここで重要なことは、これらの「協定」のもとで設立された委員会の構成が Co-management を基本理念としたものであることである。つまり、これら「協定」により、カナダ政府と先住民族が共同で資源管理を行うことが義務付けられたのである。現在では Co-management の理念はカナダ先住民の資源管理制度に不可欠であるが、イヌヴィアライトの事例は最初の成功例として知られている。

1999年にマッケンジー・パイプライン建設計画が再び提案されると、先住民たちは協定のもとで確立した権利のもとに、地域経済の基盤としてパイプライン建設を積極的に取り込む事を選択した。2001年には先住民族パイプライン会社 (Aboriginal Pipeline Corporation) を設立し、パイプライン建設計画合意書に署名することにより、将来の利益配分を受ける基盤を作った。一方、カナダ政府は2004年にパイプライン建設の環境・社会影響評価を行うための合同レビュー・パネル (Joint Review Panel) を組織し、各地で住民からのヒアリングを行った。このパネルの構成員は住民代表と専門家の合計7名であり、ここに Co-management の理念が活かされている。合同レビュー・パネルによる調査が2006年から2年間行われ、その結果2009年12月に最終報告書が公開された。パネルは改善のための条件を多数出したものの、パイプライン建設計画にゴー・サインを出し、現在はカナダ環境省が計画実施のための検討を行っている。

Co-management とは1970～80年代にかけて、カナダ政府と先住民族の間で交わされた「協定」にもとづいて実践されている「政府と先住民族の新たな関わり方」である。現在、カナダでは先住民族が影響を受けるとされる資源管理や開発事業では、政府との共同管理体制が一般的であり、政府と先住民族が同等の義務と権利、責任を負うことにより、相互に利益のある政策を決定することを目指している。カナダ西部極北地域の先住民たちは、Co-management という新たな政府との関わりを基盤として、狩猟・漁労という生業に替わる地域経済を確立し、次世代の先住民族が安心して暮らすことのできる将来の社会を作ろうとしている。

(いわさき・まさみ/北海学園大学)